

パブリック・コメント募集 ～市政への意見反映制度～

パブリック・コメントとは、行政が政策等を策定する場合、その案を事前に明らかにし、市民等から意見の提出を受け、最終的な案を決定し、また、提出された意見に対する行政の考え方も併せて公表していくことで、市民の行政参画の機会を拡大するとともに、市民等に対する説明責任及び行政運営の透明性の向上を図ろうとするものです。

今回、次の条例を改正するにあたり、皆さんの意見を広く募集します。

案件名と内容

① 空家等対策計画の作成について

空家等対策の推進に関する特別措置法第4条第1項の規定により「三島市空家等対策計画」を策定する。

担当課 建築住宅課建築指導係 電話 055-983-2644 F A X 055-973-6722

Eメール:kenjyuu@city.mishima.shizuoka.jp

募集期間 平成29年4月3日(月)～平成29年5月8日(月)

提出方法 募集期間内に、直接または郵送・F A X・Eメールで

〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市役所建築住宅課建築指導係へ

※ 市ホームページ (<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>) のパブリック・コメントコーナーでも受け付けています。資料は、市ホームページ、建築住宅課窓口、情報公開コーナー、市民生涯学習センター、市立中郷公民館(中郷文化プラザ)、市立坂公民館、市立北上公民館(北上文化プラザ)及び市立錦田公民館で取得及び閲覧ができます。市のパブリック・コメント制度全般については行政課(TEL.055-983-2615)へお問い合わせください。